



●特別規則書記載 事項の変更について

以下の通り変更する。

第15条 参加者（すべてのパドック入場者）の遵守事項

3. 参加者は、主催者、イベントの後援者、審査委員会およびオフィシャルの名誉を傷つけるような言動をしてはならない。

↓

«変更後»

3. 参加者は、主催者、イベントの後援者およびオフィシャルの名誉を傷つけるような言動をしてはならない。

第21条 妨害行為

3. 本規則第44条の違反判定に対する抗議は受け付けられず、違反者に対してはイベント審査委員会が決定する罰則が適用され、重大な違反行為を行ったドライバーは失格となる。

↓

«変更後»

3. 本規則第44条の違反判定に対する抗議は受け付けられず、違反者に対してはイベントディレクターおよび大会事務局が決定する罰則が適用され、重大な違反行為を行ったドライバーは失格となる。

第39条 イベントの中止

1. イベント審査委員会は、特別な事情が生じた場合、イベントを中止することができる
2. イベント審査委員会の決定に対して全ての関係者は従わなければならない。

↓

«変更後»

1. 大会組織委員会およびイベントディレクターは、特別な事情が生じた場合、イベントを中止することができる
2. 大会組織委員会およびイベントディレクター決定に対して全ての関係者は従わなければならない。



第44条 ペナルティ（反則行為については、ペナルティを課す場合がある。）

3. イベント期間中の違反に対するペナルティはイベントディレクターが大会審査委員会に諮って大会審査委員会によって決定される。

4. 大会審査委員会は状況に応じてペナルティを軽減したり強化したりする

5. 大会審査委員会はチームに対してタイムペナルティの追加を課することができる。

《変更後》

3. イベント期間中の違反に対するペナルティはイベントディレクターによって決定される。

4. イベントディレクターは状況に応じてペナルティを軽減したり強化したりする

5. イベントディレクターはチームに対してタイムペナルティの追加を課することができる。

第51条 本特別規則の解釈

本特別規則およびイベントに関する公式通知や諸規則の解釈についての疑義がある場合、参加者はイベント前日までに文書によって質疑申し立てができる。質疑に対する回答は、審査委員会の解釈または決定を最終的なものとして関係当事者に文書または口頭で通告される。

《変更後》

本特別規則およびイベントに関する公式通知や諸規則の解釈についての疑義がある場合、参加者はイベント前日までに文書によって質疑申し立てができる。質疑に対する回答は、大会事務局ならびにイベントディレクターの解釈または決定を最終的なものとして関係当事者に文書または口頭で通告される。

以上